

起案用紙（総務常任委員会記録用）

(1号)

議 長	副 議 長	委 員 長	事 務 局 長	局 長 補 佐	係 長	担 当	文書取扱主任
起 案 日	平成29年 3月31日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	平成29年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	29 四 議 第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総 務 常 任 委 員 会			会議年月日	平成29年 3月16日 (木)		
				会議時間	9時59分～12時08分、13時00分～15時20分		
出席委員	委 員 長 … 宮 本 博 行			委 員 … 谷 田 道 子			
	副 委 員 長 … 上 岡 正						
	委 員 … 宮 崎 努						
	委 員 … 平 野 正			欠席委員			
	委 員 … 今 城 照 喜						
その他	議 長 … 矢野川 信 一			委員外議員 … 西 尾 祐 佐			
執行部出席者	総務課長 遠 近 良 晃			会計課長 小 松 富士夫			
	総務課長補佐 西 澤 和 史			収納対策課長 永 橋 泰 彦			
	企画広報課長 上 岡 章 人			監査事務局長補佐 松 田 正			
	企画広報課副参事 田 能 浩 二			支所長兼地域企画課長 中 平 晋 祐			
	財政課長 田 村 周 治						
	財政課財政係長 竹 本 志 郎			農林水産課長 篠 田 幹 彦			
	税務課長 大 崎 健 一			上下水道課長 秋 森 博			
	地震防災課長 小 松 一 幸			福祉事務所長 伊 勢 脇 寿 夫			
事務局	地震防災係長 梶 原 秀 紀			水道係長 小 野 宏 之			
	補佐兼議事係長 山本 真也						
記 録							
平成29年 3月定例会において、本委員会に付託を受けた議案14件、陳情1件について委員会を開催し、審査を行いました。その概要については以下のとおりです。							

記 録

<p>■委員長挨拶により開会。</p> <p>■付託議案審査</p> <p>●陳情受理番号第1号「高知県立中村高等学校野球部甲子園出場に伴う支援に係る要望について」 特に質疑、討論はなく審査の結果、適当と認め全会一致で採択すべきものと決した。</p> <p>● 分割付託を受けた第1号議案「平成28年度四万十市一般会計補正予算（第6号）について 歳出、歳入、繰越明許費の補正、地方債の補正の順で審査を行い、執行部の説明及び質疑は次 とおりでである。</p> <p>＝歳出＝</p> <p>【説明：総務課長 2-1-1（一般管理費）】 先ほど採択された中村高等学校甲子園出場支援補助金500万円、市民の方が甲子園に行って応援をするということで実行委員会に対し補助するもの。あと損害賠償請求関連経費66万8千円は既決予算に対する不足額の補正で主に訴訟に関する経費。</p> <p>【質疑：上岡委員】 訴訟は今2件なのか。</p> <p>【答弁：総務課長】 2件行っている。1つは、二次納税義務の取消請求事件で、父親に課税された税金を息子が不動産の賃貸料を取得する権利を会得したため、息子に第三者納税義務が課せられ高松高裁で勝訴したが、相手方が不服として最高裁に上告されたものと損害賠償で市職員が休校となり不用品を廃棄することになり、廃棄に対し訴えを提起されたものの2件。</p> <p>【質疑：上岡委員】 同じ弁護士か。</p> <p>【答弁：総務課長】 同じ顧問弁護士。</p> <p>【質疑：宮本委員長】 中村高等学校甲子園出場の補助金500万円の根拠は。</p> <p>【答弁：総務課長】 補助対象経費バス借上料と入場料1人4,000円、応援グッズ1人3,000円で約1,000人参加分、バスは2,167人の半分の1,000人分を計算した。自己負担は1人7,000円で、640万円の内500万円を補助するもの。他市のものも参考にした。</p> <p>【質疑：宮本委員長】 決勝までを考えているのか、一回戦までなのか、計算の仕方は。</p> <p>【答弁：総務課長】 そこまでは考えて考えてない。応援に行く1,000人分という考え方で、決勝まで行っても同じ。</p> <p>【質疑：宮本委員長】 一回戦で500万円出すのか。小・中学校が四国大会に行くときには規定がある。他の競技との整合性は。</p> <p>【答弁：総務課長】 クラブ活動に対する補助ではなく、市民が応援に行くための補助という考え。</p> <p>【意見：宮本委員長】 寄附金もかなり集まっていると聞いたので、一回戦は心配ない。一回戦よりむしろ準決勝、決勝に出した方がいいと思っていた。根拠の出し方がアバウトと思う。</p> <p>【質疑：上岡委員 2-1-2（人事管理費）】 退職手当、退職は何人なのか。</p> <p>【答弁：総務課長】 28年度は15名で、普通退職入れると16名、1名途中退職している。</p> <p>【説明：企画広報課長 2-1-7（企画費）】 減額の理由は、路線バスの運行補助金、デマンドバスの運行補助金について、西南交通が運営しているもので、路線運行バスでは、中村宿毛線の利用者の増加に伴い国庫補助が増えたことにより市補助金が減となるもの、また両方とも燃料費の若干下落による補助金の減額。ふるさと納税寄附金の3,081万8千円の減額、これは当初予算の段階で1億円で計上していたが、2千</p>
--

記 録

万減額で8千万の予算とした。実際の見込み額7千万弱で、予算上は8千万としている。これに伴いふるさと応援基金への積立金を1億円から8千万に、また寄附者への返礼品に充てる報償費も5千万から4千万に、業務を委託している観光協会への委託料、インセンティブ契約により800万から最終見込みが680万円程度と。また臨時職員の雇用がなかったことによる減額。合わせて3,081万8千円の減額となっている。

【質疑：上岡委員】今の説明の中でデマンド 交通の運行減額207万2千円について、燃料費が安くなったという理由であった。12月に予算をたてるが、そのときから安くなったというより高くなったと思う。具体的に説明してほしい。

【答弁：企画広報課長】当初予算組むとき価格が下がっている途中で、まだ下がりきってなかった。単価については今手元にもってない。後ほど説明させてください。

【質疑：上岡委員】補助金なので計算式があると思う。

【答弁：企画広報課長】西南交通からの補助申請書を今持っていないが、経費の内訳それぞれいくらかというように、運行に要した燃料費、人件費、車両の償却費とか諸々の経費が全部でいくら、それに対して歳入として運賃、国庫補助金がいくらで、その差額に対する市の補助金なので、その中で減額の大きな要因と言えるのが燃料費が大きな割合を占めていたという説明をさせてもらった。単価等の詳細については西南交通に問い合わせをしないと分からないので、後日説明させていただきたい。

【意見：上岡委員】概ね分かった。お願いしておきたいのは、説明するときに最初に主な減額の要因は燃料費の下落だと説明してもらえば理解できる。今後そうしてほしい。

【説明：企画広報課長 2-1-16 (情報化推進費)】

減額294万5千円、今年度9月補正で措置した予算で、マイナンバー制度の開始と年金機構の情報の流出、そういったことを受け、本市の個人情報保護、情報セキュリティの強化をしていくということで、インターネットを基幹系の業務、通常の一般の業務に使う系統のものから外す作業を行っている。本庁分は順調に作業進めているが、学校関係については本庁行政部分とは異なるラインを使っている。この教育ネットを介した接続の仕様が明確に示されていないので、学校のインターネットの切り離しが困難となったので、とりあえずインターネットに関する予算を減額するもの。仕様が明確になれば、来年度補正をお願いすることになる。6月予定。

【質疑：上岡委員】9月補正のときには分からなかったのか。

【答弁：企画広報課長】四万十市だけで対応できるものではなく、教育ネットなので、県下1本のラインを使って行うもので、新しいネットワークの構築については県が中心となって検討しているが、こういった形になるのか年度内に県から示されなかったということで、本市の事情でできなかったということではない。

【質疑：上岡委員】9月の補正のときには28年度中にできるということで予算付けたのではないのか。

【答弁：企画広報課長】その時点では、教育ネットを使うということは分かっており、四万十市で必要な予算は概算では分かっていた。正式な仕様が決まらなかったため。

【質疑：宮本委員長】28年度中にやる予定だったのか。

【答弁：企画広報課長】やる予定であった。

【質疑：上岡委員 9-1-3 (消防施設費)】

245万2千円の減額の理由を教えてください。

【答弁：地震防災課長】羽生小路の防火水槽分で、減額の主なものは入札減に伴うもの。

【質疑：上岡委員】主なものの他に何かあるのか。

記 録

【答弁：地震防災課長】 工事内容の一部見直しがあった。矢板工が必要なくなった。

【質疑：今城委員】 奥屋内地区の防火水槽はどうなったのか。

【答弁：支所長兼地域企画課長】 完了した。

【説明：地震防災課長 9-1-4 (防災費)】

住宅耐震対策1,578万8千円の減額は緊急輸送道路沿いの沿道建築物の耐震補助による減額が主なもの。平成25年11月施行の耐震改修促進法、この改正より、県が指定する緊急輸送道路沿いの建築物に耐震診断の実施等報告が義務付けられたことが主なもので、28年度が事業の初年度に当たる。該当建築物については、県のほうで27年11月、28年6月に指定をしており、合計で49件ある。このうち、今年度は15～16件程度診断を実施する予定であった。28年度の取組みの概要としては、該当者49人全員に事業周知を図るために県からの耐震診断の義務化の通知文書があり、市からは事業申請受付開始の文書通知及び戸別訪問を行った。その結果、49件の内、2件については耐震工事完了を確認した。また2件については診断済みを確認した。残りの45件中17件相談があった。うち13件については、申請者あるいは設計業者の都合により次年度申請することとなった。結局申請に至ったのは4件ということになっている。そのことにより、大幅な減額ということになった。

八束の臨時ヘリポート整備、当初舗装面積40m×40mで1,250万計上していた。路面の状態も良好ということで、見直した結果20m×20mでいだろうということで、750万の減、500万程度で工事ができるということになったもの。老朽住宅除却の876万8千円は国の補正追加であり、これにより見直し、次年度への繰越とするもの。

【質疑：上岡委員】 当初の見積りとかなり差があり過ぎる。4分の1になっている。詳しく説明してほしい。

【説明：地震防災課長】 当初は最大の可能性で見積りをしていたが、現場調査のうえ見直しし、実際は経費を抑える方向となった。

【質疑：上岡委員】 現場ももっと踏んで、市としての判断も必要ではなかったのか。耐震も結果4分の1になっている。最初15～16件の予定であったということだが、予算化するとき申請者と協議、確約等必要ではなかったのか。

【説明：地震防災課長】 平成27年11月県から指定をされたのは31件であった。当初予算計上時にその半分は実施したいということで計上していた。平成28年6月に県から15件指定されたが、予算対応はできていなかった。

【意見：上岡委員】 目標通り仕事が進まなかった。予算が余ったということではなく、早急にやらなければならないもの。もうちょっと力を入れてやってほしい。

=歳入=

【質疑：上岡委員 4款 (配当割交付金)】

なぜ減額になっているのか。

【答弁：財政課長】 個人県民税の配当割で、納められた県税のうち、59.4%で、道府県民税のそれぞれの額に按分して交付されるもの。市が試算するものではなく、県からの通知により予算計上するもので、毎年2月頃県から通知がある。当初2,390万円で計上していたものが1,024万円になる見込み。平成27年度決算額1,230万8千円であった。前年度よりも少なくなっている。

【説明：財政課長 5款 (株式等譲渡所得割交付金)】

これも個人県民税の株式等譲渡所得割の59.4%を県民税の額として市町村へ配分するもの。

委員会記録

記 録	
	当初2,065万円計上していたが、604万8千円減額し、1,460万2千円とするもの。平成27年度決算額は、1,513万5千円であった。
【質疑：上岡委員】	トランプ大統領の影響で株価はあがっているのではないのか。
【答弁：財政課長】	株のことは詳しくないが、株価が上昇するまでに所得がなかったのでは。
【説明：財政課】	これも県から地方消費税の5割を配分されるもの。今年度は6億2,300万円で平成27年度は6億9,415万3千円であった。
【質疑：上岡委員 7款（ゴルフ場利用税交付金）】	ゴルフ場があるから入ってくるのか。
【答弁：財政課長】	ゴルフ場のない市町村には入ってこない。これも県税で利用料の7割が入ってくる。
【説明：財政課長 20款（繰入金）】	企業会計に在職5年以上の職員の退職金を按分するもので、病院会計から2,425万1千円繰り入れるもの。今回2名の退職で、1名は勤続年数34年中病院会計33年在職、もう1名は、勤続年数36年中6年病院会計に在職しており、按分し病院会計で負担するもの。平成22年度から按分することになった。平成22年、23、24年度は水道会計で退職したので、一般会計から水道会計へ、27年度は水道会計から一般会計へ繰り入れしている。以前は退職した会計で全額退職金を支出していた。
【質疑：平野委員】	条例で決まっているのか。
【答弁：財政課長】	あくまでも運用で行っている。
【質疑：上岡委員】	病院会計は理解できるが、水道会計と簡水係と区別がつきにくいのではないのか。
【答弁：財政課長】	簡水とはこういう取り決めはしていないので、上水道へ異動になった者のみ対象となる。
【質疑：今城委員 21款（市債）】	県営事業負担金は市が負担する負担金に対する起債なのか。
【答弁：財政課長】	今年度は下田沿岸と急傾斜地の負担金に対するもので、起債の対象となる。
【質疑：上岡委員】	辺地債、こんなに減額になった理由は。
【答弁：財政課長】	充当率100%、交付税算入80%と有利債なので、県下でも取り合いになる。今年度の割当が2,060万円となり、減額となった。
＝繰越明許費補正＝	
【説明：上下水道課長】	9款1項都市防災推進補正前3億5,362,5千円、補正後5億1,962万5千円で竹島地区耐震性貯水槽8,300万円、具同地区耐震性貯水槽8,300万円で合計1億6,600万円の補正をお願いするもの。竹島地区の分は、当初予算で既決事業となっていたが、国費配分不足により保留としていたもの。他の事業の精査や入札減により見直しを行い、当事業に充当を行なったもの。繰越措置を行い、設計ができ次第事業を行うもの。具同地区の分は当初発注すべく取組んでいたが、貯水槽に入る管が老朽化等により濁りを生じ、貯水槽周辺の40年以上経過した管の老朽管対策で修繕している。濁り対策を行っていたため、発注時期が遅れたため繰越措置を行うもの。
【説明：地震防災課長】	追加の分で、住宅等耐震対策1,284万3千円老朽住宅除却876万8千円については、国の補正予算により追加配分されたもの。
【質疑：上岡委員】	管の布設換えのために遅れたと説明を受けたが、水道の管が古いことは分かりきったことなので、遅れた理由は天候とか、入札を行ったが不調であったとかであれば納得でき

記 録

るが、来年度からそういうことのないようにしていただきたい。

【答弁：上下水道課長】 上岡委員が言われるように、具同の耐震性貯水槽については、2～3年前に老朽化で破裂し、一度破裂すると濁りが充満するということも認識しているが、予算的なもの、水道料金の値上げもお願いしながら、中村地域の水道の基幹管路を進めるとともに、特に具同地域の老朽化対策も取り組む上で耐震性貯水槽と時期的なものが重なり、先程言ったような理由で繰越をすることになった。今後は気をつける。

【質疑：上岡委員】 竹島と具同は金額が8,300万円で同じである。同じものを造るのであれば、設計業務を全部委託するのではなく、異なる部分だけを委託するべき。

【答弁：上下水道課長】 具同地区の分は学校のグラウンドに造るので、地下式で設計施工するので、形式が異なる。以前施工した下田、古津賀第二団地に施工した分とかぶるところがあるので、そういうところは調整をとりながら進めていきたい。

【意見：上岡委員】 地下式も地上式もたいちゃあやってきた。そろそろ同じ図面でできるのではないか。委託せず自前でやれるようにしてほしい。

【質疑：谷田委員】 住宅耐震今年度の実績は。

【答弁：地震防災課長】 実績見込みは診断が330件、設計96件、工事52件。

審査の結果、適当と認め全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●分割付託を受けた第7号議案平成29年度四万十市一般会計予算について

歳出、歳入、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用の順で審査を行い、執行部の説明、質疑は次のとおりである。

＝歳出＝

【説明：議会事務局補佐 1-1-1（議会費）】

議員報酬等1億2,081万6千円、ここには議員報酬、議員期末手当、議員共済負担金を計上している。4月23日に補欠選挙が予定されており、2名増となる予定。18名分1億1,246万5千円プラス2名分835万1千円を計上している。議長車購入については、議長車を買換えるもので、現議長車は平成10年4月に購入したもので、走行距離は81,905キロで、19年を経過している。購入予定の車は委員会視察や各種研修にも使用できるように8人乗りのミニバンで、環境保全、ランニングコストを踏まえ、ハイブリッド車の見積りで計上している。

【説明：総務課長 2-1-2（一般管理費）】

骨格予算ということで、ほぼ例年通りの予算を計上している。旅費について、各常任委員会に同行する職員の旅費11万円×2人×3常任委員会で66万円計上している。その他で新しい予算としては、庁舎屋外に喫煙所を設置する予算を計上している。

【質疑：谷田委員】 通学路防犯カメラ設置について、1台分なのか。どこに設置するのか。

【答弁：地震防災課長】 通学路の防犯カメラ設置については、平成26年度から開始している。26年度は3箇所設置している。場所は古津賀4号公園、具同1号公園、中村小と中学校との間の通学路が見える所に3台設置、27年度は2箇所設置で一條鶴井公園、右山天神公園、28年度は2台で有岡駅、東町日の出公園、29年度については、予算の関係もあり、1台となっている。候補地としては、仲瀬公園、具同3号公園、八反原公園3箇所があがっている。教育委員会と協議し決めた。

【質疑：上岡委員】 需用費について、2,880万円計上しているが、昨年と比べてどうなのか。

記 録	
【答弁：総務課長】	ここには各課の分が入っている。総務課の分としては、2,152万7千円、昨年度2,296万3千円で、146万3千円の減となっている。
【質疑：谷田委員】	13節委託料の中の庁舎・駐車場警備委託料について、昨年は1,500万円だったと思うが。
【答弁：総務課長】	庁舎・駐車場警備委託料については、昼間の駐車場警備185万円と夜間と閉庁日の警備1,175万2千円と支所の警備業務分を合わせて1,822万4千円となっている。
【質疑：谷田委員】	昨年と金額的に変わった点があるのか。
【答弁：総務課長】	本庁舎委託料が230万3千円増となっている。これは、今まで随意契約で金額の低い所と契約していたが、市民から苦情もあり、委託先を安ければいいという考え方から取組み内容とか、業務に対する姿勢、あるいは職員の研修等、総合的に会社から金額を含めてプロポーザル方式で来年度の委託先を検討してもらった。その結果、2社の中から得点の高いところを選定し、その業者からの提示された見積りが昨年度より230万ほど高くなっていたものと最低賃金も高くなっていることの影響もある。優秀な人員を配置するという事になればそれだけの人件費の必要になるということも言われていた。
【質疑：今城委員】	地区活動推進交付金、区長に対する報酬だと思うが、減額になったということは、西土佐地区と中村地区と一緒に金額になったのか。
【答弁：総務課長】	この交付金については、区長の報酬という位置づけはしていない。地区でのコミュニティ活動の費用に充ててもらいたいというもの。地区によっては区長の報酬を支払っているところもあるようだ。減額については、中村と西土佐の交付金を調整する際に、西土佐分が高かったので、調整の結果西土佐分を減らすことにより80万減額となった。
【質疑：上岡委員】	庁舎・駐車場警備の委託料について、2社が出してきて、結果230万ほど予算増となっている。結果的に高い方と契約することになったのか。
【答弁：総務課長】	評価する項目がいろいろあり、その中の1つに金額の項目もある。結果高い方の業者と契約する運びとなっている。
【質疑：上岡委員】	いろいろ苦情があったことは聞いたが、具体的に何がよかったのか。
【答弁：総務課長】	増額になっている要因の1つには最低賃金が上がったということもある。2社とも見積りの金額は上がっている。市から優秀な人材を雇用してほしいという希望も伝えた。プロポーザル方式で選定委員会を設置し、これまでの実績、職員研修体制、職員をどのように配置するのか、何名でするのか、苦情があった場合どのように対応するのか、駐車場が満車になったときの対処の仕方とか、委員が得点を付け、全委員が選定した結果で、決定している。
【質疑：上岡委員】	今の説明の中で配置の人数は業者任せのように聞こえたが、仕様書があってやるのではないのか。
【答弁：総務課長】	上岡委員の言われたとおり仕様書により、実施するが、労働基準法の関係もある。6時間以上働いたら、休息时间45分ということは夜中にも適用される。それをどう配置するのかは業者の自由で、こちらからは17時15分から朝の8時30分までは一人体制で、一人ですということではなく、交替は可能で17時30分から24時までは二人体制でというふうに示している。選定した業者は常時2名体制で朝まで対応するという話であった。駐車場で酔っぱらってエンジンをかけたまま寝ている人がいて、近所迷惑なので、注意をするのに難しいということもあり、二人体制ということで優位になっている。
【質疑：宮崎委員】	市が発注する業務で、街中に飲みに来る人のための駐車場警備に市民の税金を

記 録

使うのか。市の庁舎機能として24時間開放というのはいかなるものか。夜間は有料にするとか、代行運転の会社に管理させるとか、やり方はある。そういうことを検討したことはあるか。

【答弁：総務課長】税金を使って駐車場の管理を行っているということにはなるが、これは、商店街に来る人、飲食店に来る人をお迎えして、目的としては街のにぎわいに貢献するという考え方でやっている。開放することになっているので、管理はしっかり市がやっていく必要がある。管理体制を整えたうえで、商店街組合とか、飲食店組合に協力を求めていくことも検討する必要もある。

【質疑：宮崎委員】商店街の活性化は分かる。夜飲みに来るのに車に乗って来る人のための駐車場の警備というのはいかなるものか。時間を区切るとか。過去に出れなくなった車が強行突破で出庫したというトラブルの話も聞いている。しかし、どこかで線引きをしなければならない。飲酒運転になってもいけない。

【答弁：総務課長】24時間開放については、時間を区切るという方法もあるが、酔っ払って守衛に無理をいう人もいて、管理するには24時間開放にせざるを得ない。

【説明：企画広報課副参事 2-1-7（企画費）】

シティプロモーション推進費、27・28年度事業実施してきたが、28年度はコンセプト、キャッチコピー、ロゴデザインが完成した。本市の魅力としての食文化、歴史文化、移住促進等を一つのデザインのもと再編し、プロモーションを今後も推進していくこととしている。29年度は563万1千円、ロゴデザイン使ったPRのためのエコバック、リピーターバック等グッズの製作、プロモーションビデオ製作が主なもの。次に産業振興推進総合支援2,143万9千円、これは市独自の支援措置として、産業振興に資する各種民間の方を支援するもの。2,143万9千円の内1,343万9千円は地方創生交付金、2分の1の交付金、それを財源に行うもの。残り800万は一般財源での市の単独事業である。

【説明：企画広報課長】新規事業で、路線運行バス車両購入補助金456万4千円、西南交通が運行しているバス車両はたくさんあるが、老朽化しており、計画的に更新する必要がある。来年度は当面2両更新する予定で、事業が1,129万7千円、これを西南交通が運行しているエリア、三原村を除く、幡多5市町村の総延長走行距離を按分するもの。四万十市の負担は、20.2%で、2台分で456万4千円である。ふるさと応援寄附3億2,683万2千円、3月補正の減額でも説明したが、1億円目標であったが、実施7,000万程度ということで、減額補正であった。今回は増額としている。減額の要因は寄附を申し込む方の99%がトラスト観光が運営しているふるさとチョイスというサイトからの申込みになっている。実態はある意味インターネットショッピング化しており、これに対応するような対策も一定必要であると考えた。四万十町とか奈半利町とかはこれを上手に使っており、寄附金額が伸びている。プランがいろいろあり、四万十市は基本プランの年に8回情報提供できるプランにしていた。寄附者の方が申し込んでいただく機会が少なかったので、ランクを2つ上げ、竹コース年60回情報提供できるものを契約した。寄附金額の2%が必要になるが、こういうことで、来年度寄附目標を2億円として収入見込み額として目標設定した。これに伴い観光協会への委託料とか、ふるさとチョイスへの役務費であるとか、基金への積立金、そういうものが諸々増えていって、合計この金額になっている。

【質疑：宮崎委員】シティプロモーション推進の財源はどうなっているのか。プロモーションビデオ、観光商工課もつくっているが、そのすみわけ、利用法の違いを教えてください。

【答弁：企画広報課副参事】563万1千円の財源内訳は国の地方創生交付金210万円程度、エコバック

委員会記録

記 録

作成販売しており138万程度、大きいものはそれで、あとは一般財源。プロモーションビデオ、明日観光商工課が作成したもののお披露目会があるとのこと。これは一定の物語性をもったpvを作成したもの。来年度作成するものは、市長からも指示のあったもので、物語性に加えて映像美というか、景観、その中にある人のくらしとかにスポットをあてたもの、またドローンの撮影したのも考えている。今年作成したものは物語性で面白みを持ったもの、来年度作成するものは、例えば商談会で使用したり、海外への観光PR等向けに視点を変えて作成するもの。

【質疑：宮崎委員】 田能副参事とここにいるメンバーで坂井市に行った。市がひとつになってやっていたよね。観光商工課がやっているの、観光商工課に継続してやらすべき、一貫性を持たせるべきではないか。その辺の議論はなかったのか。

【答弁：企画広報課副参事】 予算計上は企画費ではあるが、平成28年度にお願いした人をお願いする予定で、継続性は考えている。観光商工課とも連携して実施する。

【質疑：宮崎委員】 これは国費の関係なのか。

【答弁：企画広報課副参事】 国の交付金関係ではなく、事業を早い段階でスタートさせたかった。平成28年度にプロモーションのロゴを作成した。4月10日にプレスへの発表もある。四季の映像を撮りたいので、6月補正では間に合わない。

【質疑：宮崎委員】 財政課長に質疑、ほかにも継続したいものがあつたと思われる。ほかをきってこれを残す意味はなんなのか。

【答弁：財政課長】 骨格予算なので当然6月補正でという話はしている。一番は四季の映像を撮りたいので、6月補正では間に合わないことであつた。当然各課調整のうえ計上している。

小 休

正 会

【意見：宮崎委員】 エコバックもリピーターバッチもわかるけど、全部というのではなく、さび分け、その辺も考えてほしい。シティプロモーション、視察も行き、意識は共有している。もう3年目になる。スピード感を持ってやってほしい。

【質疑：谷田委員】 幡多市町村圏事務組合の内訳を教えてください。

【答弁：企画広報課長】 運営に関するもの、議会に要する経費、一般管理費、障害者自立支援法の審査会の負担金等を6市町村で按分して負担をするもの。

【質疑：上岡委員】 産業振興推進総合支援費、平成28年に比べ倍額2,100万になっている。その増額の理由。地域おこし協力隊は何人で、1人当たりの予算はいくらなのか。事務組合負担金890万円の内訳。路線運行バス5,121万5千円、前年と比べ500万円減額となっている。その理由。

【答弁：企画広報課副参事】 産業振興推進総合支援の2,143,9千円、昨年度の当初は1,000万円であったが、補正をして同額程度の予算になっている。これは昨年度国の地方創生推進交付金が創設され、1/2の交付金でこれを活用して民間事業者が行う事業を支援しようということで補正をお願いした。この事業全体像を国に示す必要があり、産業振興の中の外商活動、それに伴う生産品の原材料確保等そういったものを視点にして事業者の取り組みを市が募集して、国に計画を出し、補正をして、3か年事業が継続する形である。予算としては当初では倍額になっていることにはなっている。

【答弁：企画広報課長】 広域組合、これは地方自治法で定められている一部事務組合であり、上ノ土居に事務所がある幡多市町村圏事務組合、主な事業としては、溶融炉があり塵芥処理とか、租税管理とか、そういった事務を手掌している。幡多6市町村の事務をしていただいている特別地方公共団体。次に地域おこし協力隊については、中村地区2名、西土佐地区4名、合計6名で、人件費の経費

委員会記録

記 録

は報酬が1人月額16万6千円。路線バスの車両2台は購入することになっているが、これは別の補助で、全体枠で車両購入との調整はない。運営費は路線ごとの走行距離をキロ単価当たり何人とかいう計算式があり、それで経費を算出する。運営費から国庫補助、運賃収入を除いた分を市町村が補助する100%補助である。減額については、中村宿毛線で若干利用者も増えており、そういったことで補助する額が圧縮されているというのが基本的なところである。

【質疑：上岡正委員】 新規に購入する20.2%の負担は決まりがあるのか、市で決めたのか。

【答弁：企画広報課長】 購入は県の1/2補助を活用して三原村を除く5市町で按分する。制度の申請するにあたり購入計画の参加市町村の同意がある。地域公共交通活性化幡多ブロックの会で承認している。

【質疑：上岡委員】 産業振興計画推進で3か年実施するということが、民間事業者のやっていることをちょっとだけ説明してほしい。

【答弁：企画広報課副参事】 国の補助金を活用した計画としては4事業者を予定している。それぞれの取組内容は、JA高知はたが持続化の農家の仕組みづくりということで農作業支援、農作業を行う雇用の無料紹介所を開設して運営するものが1つ。もう1つがぶしゅかん普及推進事業として民間の事業者が行う加工品製造ラインの設備含め、PR活動そういった事業。あとぶしゅかん生産者組合、昨年設置した組合で8月にぶしゅかんヌーボーのPR活動を行っている、その支援。もう1つが栗の振興を行うしまんと美野里という西土佐にある会社が栗の原材料確保、栗縮間伐、苗木代、植栽にあてているのが1つ。あと1つは、四万十地域内で外商を進めている事業者が集まった研究会を設立している。地域商品研究会で地域事業者が連携して首都圏とか、去年は台湾への外商活動も行っている。その外商活動の支援、大きくはその5事業です。

(休憩) 12:08

(正会) 13:00

【質疑：宮崎委員 2-4-1 (選挙管理委員会費)、2-4-8 (市長選挙費)】

市長選を実施した場合と無投票で実施しなかった場合の予算の差はどれくらいか。

【答弁：総務課長】 4月23日投票で16日告示ということで、準備はしなければならないし、補欠選挙があるので、あまり変わらない。開票の分は少し少なくなるかもしれない。

【質疑：上岡委員 2-5-1 (統計調査総務費)】

統計調査員の募集について、どのような募集の仕方をしているのか

【答弁：企画広報課長】 多くの調査員が必要な国勢調査については広報等で募集をし、応募者の面接を行い決定している。毎年あるような工業調査のようなものは前年度の調査員にお願いしている。より正確な調査が必要であるため。

【質疑：上岡委員】 同じ人が調査員をしているのではないか、不公平ではないか。

【答弁：企画広報課長】 雇用対策という側面より、正確に正しく、確実に調査できることを優先している。経験のある方にお願いしている。

【質疑：上岡委員】 正確さをいうなら市の職員に土日やらしたらいい。市の職員はやらしているのか。

【答弁：企画広報課長】 資料もっていないので、詳しいことはわからないが、民間の方より優先して行わずということはないが、人物がわかっているのでやらすことはあるかもしれない。

【質疑：上岡委員】 アルバイトにはならないのか。兼業の問題にはならないのか。

【答弁：遠近総務課長】 営利企業従事の許可を取れば可能。

【質疑：上岡委員】 以前したこともあると思われる主婦の人でいたい人もいる。正確さは市の職員の

委員会記録

記 録
方があるかもしれないが、どうなのか。
【答弁：企画広報課長】 市の職員を優先することは基本ない。前回の経験者を優先することはある。1人、2人足りないときに市の職員にやらせることはある。
【質疑：上岡委員】 今の考え方では最終的に市の職員ばかりになるのではないか。
【答弁：企画広報課長】 国勢調査をすれば経験者となるので、そういうことにはならない。
【質疑：上岡委員 8-6-2（住宅管理費）】
市が管理しているのはどれだけあるのか。
【答弁：財政課長】 今資料を持っていないので、後で答える。西土佐分もあるので。
【質疑：上岡委員 9-1-2（非常備消防費）】
需用費870万円の内訳、主なものはなにか。
【答弁：地震防災課長】 消耗品、燃料費、消防車両修繕費、食糧費である。
【質疑：上岡委員】 食糧費41万8千円の用途は。
【答弁：地震防災課長】 詳しい資料がないので後でお答えする。
【質疑：上岡委員 9-1-3（消防施設費）】
備品購入費の主なものはなにか。
【答弁：地震防災課長】 中村消防団団旗購入です。
【質疑：今城委員】 四万十市ではなく、中村地域の分だけなのか。
【答弁：地震防災課長】 西土佐分は合併のときにすでに購入している。
【説明：地震防災課長 9-1-4（防災費）】
主なものは、住宅等耐震対策1億4,004万1千円、これは当初予算ベースで対前年度比約2,900万円の増となっている。増の主な理由は、住宅の耐震診断、設計工事で、平成27年度から3か年の予定で始めている戸別訪問の実施効果が平成28年度から顕著に表れたもので約1千万円の増となっている。28年度から着手した緊急輸送道路等沿道建築物の耐震補助関係、29年度から診断に加え、設計費用も計上しているもので、約1,900万円の増となっている。次に都市防災推進2億7,457万9千円、これは、まちづくり課の所管になるものが津波避難路整備、1億3千万、それ以外で八束地区防災拠点基地整備関係、1億6,757万9千円で、内訳は、防災拠点施設工事1億1,361万8千円、活動拠点施設、備蓄倉庫、自家発電装置、車庫、駐車場舗装等で、防災ひろば整備として5,011万6千円で、ソーラー証明とか、災害用トイレ、防災かまどベンチ、進入路整備の予定。
【質疑：上岡委員】 八束の防災拠点施設について、認めがたい。もともと1階建てであった。27年の11月頃急に日当たりが悪いことを理由に2階建てとし、1階を保育所とした。1階建てと2階建てとなった防災拠点施設の費用の比較はどうなのか。
【答弁：地震防災課長】 当初保育所は平屋で、防災拠点施設はもともと2階建てであった。保育所の日当たりの関係で協議の結果、合築することになった。建物の費用の比較はできていない。
【質疑：上岡委員】 費用の比較検討もせずに、実施するのか。
【答弁：地震防災課長】 合築に至った経過については、補助金の返還が検討課題となった。補助金を返還することについて、今までの費用の返還だけではなく、今後の国費配分に影響を与える恐れもある。保育所2,000㎡、防災ひろば3,000㎡すでに造成していた。これを交換し、上下入れ替えればひろばが分断され機能不足にもなる。総合的に検討した結果、最終的に合築となった。
【質疑：上岡委員】 別々に建てたらいくらかかるのか。なぜ比較検討していないのか。比較検討せずに実施するのはおかしい。認められない。造成に2,500万円余分にかかっている。

記 録

<p>【答弁：地震防災課長】 下田を実施したときのもので想定していた。防災拠点に限って、9,500万円が1億1千万円程度となり、2,000万円弱は増えることになるだろう。</p>
<p>【質疑：上岡委員】 下田の防災拠点と同じ規模なのか。平米いくらなのか。</p>
<p>【答弁：地震防災課長】 ほぼ同じ、平米が350万程度。</p>
<p>【質疑：上岡委員】 2階建てにしたら、その変更で4,000万円以上も高くなる。それは認めるわけにはいかない。だれが責任とるのか。総務委員会で行ったときに日当たりが悪いから変えるべきだとすぐに気づいた。県とも協議していたようだが、今さら補助金で購入したものを元にはできない。保育所の上に防災のものを置くというのも環境は悪いし、機能としてもよくない。どうしてもできないと言われても、きちんと説明してもらわないと認めるわけにはいかない。差額の比較検討もしていないし。</p>
<p>【答弁：地震防災課長】 配置を決めた経過について説明する。保育所用地とひろば用地の配置については、計画当初、25年度、ワークショップを行い、保護者、住民と決定した。その時点で伐採はしてなかった。そのときの判断、上岡委員にはその判断は甘かったと言われるかもしれないが、手前は開けて明るいと、奥側は狭くて暗いということで、地元、福祉事務所と協議の結果、保育所を手前にした。27年度に造成工事に着手し、伐採、造成を行う中で、現地の様子が明らかになった段階で地区より保育所の方が日当たりが悪いということで、逆にできないかという相談もあった。入れ替えについて28年1月か2月くらいに協議検討した経過がある。あとは先ほど言ったとおり、事業の進捗を考え、保育所とひろば、活用していた財源が補助金と起債と異なるため、これまで実施してきた、用地調査、造成、買収、設計工事、県に相談もしたら、返還金が生じるとの指摘もあり、また保育所用地2,000㎡、ひろば3,000㎡で入れ替えると保育所用地は余り、ひろばは狭く本来の防災ひろばの機能が確保できないことにより、交換することはやめ、最善の方法は1階を保育所、2階を防災施設にし合築することになった、これによって造成工事の一部修正工事、境界分の法面工が直壁工になり二重の出費を生じ、ご指摘のとおり多額な経費がいったことはお詫びする。</p>
<p>【質疑：上岡委員】 防災ひろば補助金50%もらっていると思うが、保育所が合築で防災ひろばに入る面積はどれくらいなのか。</p>
<p>【答弁：地震防災課長】 ちょっと調べさせてください。</p>
<p>【質疑：上岡委員】 議会に対し、このような重大なこと総務常任委員会に説明がなかった。</p>
<p>【答弁：地震防災課長】 7月の管内視察のときに説明したと記憶している。</p>
<p>【質疑：上岡委員】 説明は受けたが、変更するという説明はなかった。日当たりもすぐ指摘し、保育所は日当たりがいい方がいいと言った。そのときの答弁は、指摘されたようにした方がいいと思うので、変更するように検討するかということであった。</p>
<p>【意見：宮崎委員】 今、白熱した議論にはなっているが、今上岡副委員長はこの予算について反対という意見と、地震防災課長は不義理であるという意見で、不義理の方はまた後で論議していただいて、今は賛否の方で進めていただきたい。</p>
<p>【宮本委員長】 上岡委員修正案出すのか。</p>
<p>【上岡委員】 出しません。</p>
<p>【宮本委員長】 ある程度問題点は出たと思うので、納得できないときは採決のときをお願いします。</p>
<p>【答弁：小松地震防災課長】 先ほど答弁してなかった2点について、まず食糧費41万8千円、これは毎年、出初式のときに参加してもらった団員のお弁当代です。また、保育所が防災ひろばの方に</p>

記 録

くい込んでいる面積は280㎡です。

【質疑：上岡委員】 280㎡について、国庫の金をもらっている。その分については県はかまわないということだが、市の判断もかまんという判断なのか。問題ないのか。

【答弁：地震防災課長】 一般質問のときにも答弁したように、心配だったので、県にも相談した。そのような方法であればかまわないと、問題ないと言われている。

【答弁：財政課長】 先ほどご質問のあった市営住宅について、中村地域90戸、西土佐地域73戸、合計163戸、改良住宅、中村地域29戸、西土佐地域4戸合計33戸、西土佐地域にだけある特定公共賃貸住宅9戸と山間地域定住促進住宅34戸、全部で239戸である。

【質疑：上岡委員】 中村地域より西土佐地域の住宅が多い。利用状況を教えてもらいたい。

【答弁：支所長兼地域企画課長】 西土佐地域の利用状況は、通常の場合の所得の少ない人に対する住宅と、西土佐地域にある特定公共賃貸住宅はある一定所得のある人を対象にしたもので、9戸の内8戸入居している。山間地域定住促進住宅は、もともと教員住宅であったものを学校がなくなったと同時に教員住宅を廃止し山間地域定住促進住宅としたもので、34戸の内28戸入居している。後程条例の一部改正でもふれさせていただくが、奥屋内地域にある分については、入居者がいない状況。

=歳入=

【質疑：宮崎委員 1款（市税）】

4項たばこ税について、税収見積り少なくなっている。たばこをやめる人が多くなったことによるものなのか。また、このたばこ税は何に使ってもいいものなので、庁舎の分煙が完全にできていないような話も聞くので、分煙を進めることに使えないのか。

【答弁：大崎税務課長】 税収については、税法改正で税率が変わるので一概には言えないが、平成25年度以降微減ではある。喫煙者が減ってきているのも影響があるのではないかととらえてもいる。使い道の話は目的税ではないので、使い道についてはまた別問題となる。

【説明：財政課長 10款（地方交付税）】

地方交付税については、来年度の総額を78億4,531万1千円で、普通交付税68億4,531万1千円、特別交付税10億円で見込んでいる。前年度の当初予算と比べ、3億480万4千円、率にして3.7%減の見込みとなっている。今年度、28年度の決算見込みが、普通交付税が70億5,700万余り、特別交付税はまだ確定が来ていないが、10億で見込んでいて、合計で80億5,700万余りになりはしないかと考えている。今年の決算見込みと比較したら来年度の当初予算は、普通交付税、特別交付税合わせて2.6%の減で見込んでいる。この減については、国の予算が20.2%の減となっていて、その他に合併算定替えの縮減の影響額5,500万円余りを見込んでおり、今年度の決算見込みと比べ、2.6%減の78億4,531万1千円で見込んでいる。

【質疑：宮崎委員 13款1項（使用料）】

資料館の使用料について、リニューアル中で3月部分公開の予定と思うが、この72万円の収入見込みは少ないのではないかと思うが、どういう予算の見積りなのか。

【答弁：財政課長】 詳しい資料を取ってきてからお答えします。

【説明：財政課長 18款（繰入金）】

繰入金の内、4目の減債基金繰入金について説明する。9,670万円計上しているが、先ほど説明した地方交付税の減額による影響が大きいもので、当初予算から減債基金の取り崩しとなったもの。2年連続地方交付税が減少しており、この理由は、国の予算自体の減額、また、平成27年度

委員会記録

記 録

の国勢調査結果により、28年度からこの国勢調査の人口で算定され、平成27年度が34,313人、平成22年度が35,933人で1,618人減っている。この影響額を財政課で試算したら、3億600万円あまりの減額になっている。先ほど言った合併算定替えの縮減の影響も5,500万円ほどある。この結果、普通交付税だけを見たら、平成27年度73億3,200万円であったものが来年度計上しているのが68億4,500万円で、2年間で4億8,700万円余りの大幅な減額となっている。こういうことで減債基金の繰入れを9,670万お願いしている。

【質疑：宮崎委員】 骨格予算だけという段階で減債基金を取り崩すということは、補正で本予算にする余裕があるのか。

【答弁：財政課長】 骨格予算といっても、やれない継続事業もある。新規事業は後回しとし、どうしても計上しなくてはならないものだけ計上している。市長査定をした結果、取り崩しが必要になったもの。今後の予算見込みについては、これは、新市長が決めるもので、答弁することが適当かどうか分からないが、新規事業で予算要求があったもので、6月補正に回しているものは2億9千万円ほどある。また、年度末の3月補正では勸奨の退職金もある。今のところ10人くらいで、一般財源で2億6千万円程度必要という試算をしている。

【質疑：宮崎委員 20款5項（雑入）】

自動販売機電気料とあるがもらうのか。

【答弁：総務課長】 庁舎内等に設置している自動販売機については、使用料ももらうし、個メーターを付けて電気料も業者からもらっている。

【説明：財政課長 20款6項（公営企業貸付金元利収入）】

病院事業会計への貸付として、元金1億円、利息として84万7千円計上している。平成25年度貸し付けた5億円の繰り上げて返してもらうもの。平成28年度には2億円、来年1億円返してもらうと。5億円の内2か年で3億円繰り上げ償還してもらい、その次は1億返してもらう。これは、平成30年度で病院資金不足比率が20%を超える見込みであったことによるもの。今の予定では、資金収支不足比率20%超であったものが、9.5%になる見込み。

【宮本委員長】 答弁が残っていたものがあつたのではないか。

【答弁：財政課長補佐】 遅くなりました。13款1項使用料の資料館の72万円について、平成29年度に公民館特別企画展を開催するというので、展示スペース、展示品も減少するというので、従来大人320円で見込んでいたものを特別企画展入場料を200円で見込んでいます。単価の減少も一定減少要因となっていて、人数1月300人で12月分で合計72万円を見込んでいます。

【質疑：宮崎委員】 前年はいくらだったのか。

【答弁：財政課長補佐】 前年度は71万3千円で7000円の増ということになっている。

【質疑：宮崎委員】 ここにいるのは担当課ではないが、維新博と言っているわりにはどうなのか、観光課は観光の目玉と言っていた。観光課と生涯学習の連携不足ではないか。伝えてほしい。

【答弁：財政課長補佐】 説明漏れであった。資料館の来場者年間4,000人の内、有料の利用者1,600人で、今回見込んでいるのが1月300人の12か月3,600人見込んでいるので、積極的に広報していくということだった。

＝債務負担行為＝

【質疑：上岡委員 地域おこし協力隊公用車借上に要する経費】

これはどこから借り上げるのか。

【答弁：支所長兼地域企画課長】 新しい協力隊の分で、西土佐地域にある北幡モータースで

記 録	
	ース対応できると考えている。
	【質疑：上岡委員】 何台なのか。
	【答弁：支所長兼地域企画課長】 1台。
	●第16号議案 平成29年度四万十市鉄道経営助成基金会計予算について審査を行った。
	質疑なく、審査の結果、適当と認め全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。
	*ここで表決を保留していた「第7号議案平成29年度一般会計予算について」
	審査の結果、適当と認め全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。
	●第24号議案 四万十市個人情報保護条例の一部を改正する条例について審査を行った。
	【説明：総務課長】 これは、個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部が施行されたことに伴い当該条例に定義する情報提供等記録にマイナンバーの独自利用事務に関する情報提供等記録を含めることとなったことから、当該条例においてその定義を行うとともに条例の修正を行うものである。また併せてこの条例の規定誤りを訂正するもの。
	質疑なく、審査の結果、適当と認め全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。
	●第25号議案 四万十市職員の育児休業等に関する条例及び四万十市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について審査を行った。
	【説明：総務課長】 これも法律の改正によるもので、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が施行され、育児又は介護を行う職員が取得する育児休業等の内容を改めるもの。育児休業等となる対象の拡大、介護休暇の分割取得とか、介護時間の取得が可能となるもので、そのことにより、必要な2つの条例を改正するもの。
	質疑なく、審査の結果、適当と認め全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。
	●第26号議案 四万十市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について審査を行った。
	【説明：総務課長】 これは、平成28年12月に引き上げた特別職と市議会議員の期末手当の支給割合について、平成29年度以降6月分と12月分の割り振りを変更するために必要な2つの条例を改正するもの。期末手当の支給割合は高知県と同じように3月分としているが、平成29年6月以降の割り振りを6月は1.45月、12月を1.55月に変更するもの。
	質疑なく、審査の結果、適当と認め全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。
	●第27号議案 四万十市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について審査を行った。
	【説明：総務課長】 改正の骨子は3つある。1つは、平成26年の人事院勧告の趣旨に沿った給与制度の総合的見直しを実施するため、給与制度を現在の県準拠から国準拠に移行するというのが1つ目。2つ目が平成28年の人事院勧告の趣旨に沿って、扶養手当、初任給調整手当、これは西土

記 録	
	佐診療所の医師に適用されるもので、これを改正するものが2つ目。3つ目は人事評価の結果を給与に活用するために必要な改正を行うもので、関連する4つの条例を今回改正しようとするもの。
【質疑：平野委員】	人事評価の活用とは具体的にどのようなものなのか。
【答弁：総務課長】	人事評価の結果の活用については、様々な活用方法を考えている。まず、勤勉手当に反映させる。そのほかに昇給にも適用していくということになっている。法律で規定されていることを若干説明すると、人事評価については、人事の基礎として活用しなさいというようなことが法律に規定されているので、今の給与に関する勤勉手当、昇給以外にも任用、人材育成等にも活用することになっている。
【質疑：平野委員】	要は勤務評価がよかったら給与に影響するということなのか。
【答弁：総務課長】	人事評価の目的は、人材育成するためにこの人事評価制度を活用するということになっており、結果として評価がでるので、結果については、処遇、先ほど言った勤勉手当、昇給等に反映させるということにはなるが、目的は、職員の職務遂行能力を上げていくツールに使っていくことが主な目的。
	審査の結果、適当と認め全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。
	(小 休)
	(正 会)
●	第28号議案 四万十市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について審査を行った。
【説明：総務課長】	先ほども説明した平成29年度から給与制度の総合的な見直しの実施に伴い、国家公務員退職手当法に準じ、退職前の職責に応じて加算される退職手当の調整額について必要な改正を行うものです。
【質疑：宮本委員長】	どういうふうになるのか、参考資料で説明してほしい。
【答弁：総務課長】	給与制度の総合的な見直しを実施すると給与は下がる。退職手当は給与月額に支給率をかけたものと、調整月額に60か月分をかけたものを足して退職手当としている。この総合的な見直しをすると退職時の給与月額が低くなる関係で調整額を上げるというのが人事院勧告でありまして、それにそった形で、どういうふうに上げるかということ、6級課長職、これが33,350円から43,350円、課長補佐職25,000円から32,500円、係長職20,850円から27,100円3級は16,700円から21,700円となる。給与が下がるので、調整額で退職金を元の額に近づけようとするものではあるが、総額では下がる。
【質疑：上岡委員】	仮に今2,000万円だとしたら、どれくらいになるのか。
【答弁：総務課長】	4級の93、4級の一番下で35年勤続で定年退職した場合に改正前であれば、2,061万円、改正後は2,048万円13万円下がる。
	審査の結果、適当と認め全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。
●	第29号議案 四万十市税条例等の一部を改正する条例について、審査を行った。
【説明：税務課長】	今回の改正点について、大きく3つある。1点目は、入湯税の導入で平成30年度から課税するというので、今回あげさせていただいた。まず、1年間猶予する理由は、多くの宿泊施設は、旅行代理店、ネット等を通して半年前から宿泊プランの販売等行っているため、その準備期間として1年間設けたということ。入湯税そのものの概要は、納税義務者は鉱泉浴場の入湯客で、1人1泊につき150円、これが標準税率ということになっている。一方で課税の免除を

記 録
<p>設けていて、小学生以下の者、日帰りで入湯する者でその料金が1,500円以下のもの、それから修学旅行等で利用する場合で、これも全国的な基準である。徴収の方法は特別徴収で、宿泊施設の経営者が税を集めて、翌月の15日までに市に納めることになっている。見込める税収は、対象施設が現在5施設あって、年間850万余りを見込んでいる。大きな2点目は、地方税法の改正によるもので、新税関係の寄附金控除の対象法人になっているものの名称が法律改正で今回変わったということで、そのことによるもの。それからもう1つが個人住民税の住宅ローンの控除制度の適用期限が平成31年から平成33年まで延長となったことに伴うもの。大きな3点目は、未施行である条例の一部を改正する条例の一部を改正するもの。これは、昨年12月に税条例の改正をあげてもらった。その中で軽自動車税の名称が変更になると説明をした。自動車税というのが種別割というものになっていく。自動車取得税も環境性能割に変わるということを説明した。それともう1つ法人市民税の関係で税率を下げて、その下げた分については、国税の法人市民税、そちらの方に上げるようにして、その分が交付税の財源にすとなっていたが、これが、消費税の10%アップ分に併せて行うということになっていた。ご存知のとおり消費税のアップが平成30年10月まで伸びたので、それに併せて変更となったもの。今回改正を行うことになった理由は、国の法律が変わったのが昨年11月末、市町村に通知がきたのが12月中旬以降になってしまい、12月議会に一旦あげ、その後見直しをすることとなった。</p>
<p>【質疑：宮崎委員】 入湯税の第142条の3、1,500円以下のものとなっている。例えば2,000円であれば、150円ということになるが、他市は50円ではないかと思うが、そこのへの検討はしたのか。</p>
<p>【答弁：税務課長】 まず、日帰りの1,500円の根拠、昭和53年に当時の自治省から通知があって、日帰りの入湯客については、課税免除にするのか、金額を下げるのかどちらかにしなさいよと。それが通常の料金より低い場合にはそうしなさいということになっていて、当時の料金が概ね1,000円ということになっていた。それから40年近く経っているので、県下の状況を見ると、高知市から以西については、1,500円、東の方については、1,000円というふうになっている。また県外については、温泉施設で有名なところは日帰りでも100円取っているところとか、ばらつきはあるが、高知県下は取っていないので、それに合わせて、県下の均衡をとってこういう形にしている。</p>
<p>審査の結果、適当と認め全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。</p>
<p>●第30号議案 四万十市税外収入、督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例について審査を行った。</p>
<p>【説明：財政課長】 延滞金の税外収入については、地方自治法第231条の3で延滞金を徴収することができることとされている。その額については地方自治法の逐条解説でも、運用として納期限を過ぎても納付されない場合には、条例の定めるところにより、督促をしたうえで延滞金を徴し得るが、その額は地方税と同一にするのが適当であるとなっている。そのために地方税法の例に改めるもの。これについては今年度収納対策課が債権徴収の強化、適正化のために債権管理マニュアルを作成する中で地方税法との相違が発覚し、市税と税外収入との延滞金の計算に相違があることについては、納付者に不公平感をもたれること、また徴収担当課においても事務が煩雑となり計算誤りも懸念されることから、今回地方税法の例に改めるものです。</p>
<p>質疑なく、審査の結果、適当と認め全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。</p>
<p>●第33号議案 四万十市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行</p>

記 録

った。

【説明：支所長兼地域企画課長】 西土佐地域の市営住宅の老朽化した建物で、入居がなされていない建物について、今回行政財産から外して将来的には更地にして処分できる状態にするもの。記載している奥屋内965番地4という部分と玖木の方で、奥屋内については昭和36年に建築されたもので1棟2戸のもの。玖木については、昭和34年建築で4棟である。

質疑なく、審査の結果、適当と認め全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●第34号議案 四万十市山間地域定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について審査を行った。

【説明：支所長兼地域企画課長】 西土佐地域の山間地域定住促進住宅ということで、先ほど予算のときにちょっと説明した教員住宅等について一般の住宅にかえているもの。これについては、奥屋内の2号住宅の1戸と江川崎奈路にある1戸分を先ほどと同じように老朽化したもので、入居者がいないことが続いており、行政財産から外して普通財産にして、できれば将来的には処分できるようにしていきたいと考えている。奥屋内については昭和47年建築で、江川崎奈路住宅については昭和30年ごろということで、これは教員住宅ではなく、営林署住宅の払い下げを受けたもの。

質疑なく、審査の結果、適当と認め全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●第36号議案 四万十市生活交通バス事業に関する条例の一部を改正する条例について審査を行った。

【説明：支所長兼地域企画課長】 これについては、以前上岡議員の質疑のあったもので、年度内に実施するという答弁をしていたもの。今乗り合いで過疎バスからデマンドバスに移行するもので、同じ路線で朝の便のみ定時にしてほしいという住民の意向で、過疎バスを走らせていた。利用者も少ないので全面的に変えていこうということで、藤ノ川線と江川線、また江川崎駅と診療所を結ぶ川崎線、この3線で過疎バスを廃止し、デマンドで対応していくもの。これにより年間50万から60万円削減できるものと考えている。

質疑なく、審査の結果、適当と認め全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●第40号議案 四万十市過疎地域自立促進計画の一部変更について審査を行った。

【説明：支所長兼地域企画課長】 過疎地域自立促進計画の中で事業内容を謳っていないと過疎債が使えないということで、現段階で新しい事業を展開するという見込みのあるものが変更の主なもの。道の駅、中学校等建築済みのものは削除している。

審査の結果、適当と認め全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(小 休)

(正 会)

【宮本委員長】 ただいま上岡副委員長から3月31日付で副委員長の辞任届が提出された。お諮りします。副委員長辞任の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【宮本委員長】 ご異議なしと認めます。委員会条例第14条の規定により、委員会の許可が必要となることから、副委員長の辞任についてを議題とします。

記 録

【宮本委員長】 ご意見ありませんか。

【宮崎委員】 なぜですか。

【上岡委員】 偶然ではあるが、4月ごろ委員長と同じ会派になった。同じ会派で委員長と副委員長することについて申し合わせ事項があるのではないかと思って。

(小 休)

(正 会)

【宮本委員長】 上岡副委員長退席を求めます。

(上岡副委員長退席)

【宮本委員長】 上岡副委員長の辞任について申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

【宮本委員長】 申し出のとおり許可することに決しました。

(上岡委員入場)

【宮本委員長】 欠員となった副委員長の互選を行う。互選の方法はどうしますか。

(小 休)

(正 会)

【宮本委員長】 推薦していただければ、推薦で行います。

【上岡委員】 谷田委員を推薦する。

(異議なしの声あり)

【宮本委員長】 谷田委員を副委員長とする。

●その他

【説明：総務課長】 事務の不手際があり、明日最終日に2つの議案を提案させていただきたい。高知県と四万十市で人事交流を行っている。県から来ていただいた方の給与は県から出る。市から行った職員については市からでる。しかし、協定でその県が支払った分については、市が負担金として県に支払うことになっていた。支出する予算を組むのを忘れていた。失念していた。判明したのは昨夜で、今朝協議して、開会中であることから議案としてお願いしようということになった。平成28年度の予算にも計上されていないので、平成28年度一般会計補正予算約870万円、これを補正予算第45号議案としてお願いしたい。もう1つ来年度の補正予算、今当初予算の審議をお願いしているが、これを第1号補正予算、第46号議案として、この2つの議案を明日最終日に提案させていただきたいというお願いである。大変申し訳ない。

(小 休)

(正 会)

以上で案件は全て終了し、委員長報告については、正副委員長に一任して終了した。

